



鳥取県公報

令和5年9月29日（金）
第9534号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	物品売払代金の徴収事務の委託（472）（文化政策課）・・・・・・・・・・ 2
	県営土地改良事業の工事の完了（473）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・ 2
	採石法による採取計画の認可の公表（474）（西部総合事務所米子県土整備局）・・・・ 2
	採石法による採取計画の認可の公表（475）（西部総合事務所日野振興センター）・・・・ 2
◇ 公安告示	乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意（2）（交通規制課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
◇ 公 告	建築士免許の取消し（住宅政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（教育センター）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	随意契約の相手方の決定（鳥取県立厚生病院）・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
◇ 正 誤	令和5年7月21日付鳥取県公報第9517号中訂正・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	令和5年9月8日付鳥取県公報第9528号中訂正・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

告 示

鳥取県告示第472号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、第67回鳥取県美術展覧会に係る図録の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年9月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

委託の相手	委託期間
日南町	令和5年9月30日から同年10月8日まで
一般財団法人米子市文化財団	令和5年10月14日から同月22日まで

鳥取県告示第473号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和5年9月29日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 海川地区 農業用排水	令和5年9月8日

鳥取県告示第474号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

令和5年9月29日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
景山総業有限公司 代表取締役 景山 潤一	島根県安来市 神庭町83	西伯郡伯耆町三 部字山中沢ノ一 774-1外3筆 (140,584平方 メートル)	風化花崗岩（258,760立 方メートル）	令和5年8月 23日から令和 8年8月22日 まで	令和5年8月23 日

鳥取県告示第475号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

令和5年9月29日

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 吉 岡 佐 知 子

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
落合建材 代表者 落合 亨	日野郡日野町 下榎59-6	日野郡日野町中 菅字中山579- 80 外 1 筆 (65,570平方メ	風化花崗岩（103,284立 方メートル）	令和5年9月 16日から令和 10年9月15日 まで	令和5年9月13 日

ートル)

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第2号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、東伯郡三朝町内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和5年9月29日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 合意した者

- (1) 日ノ丸自動車株式会社
- (2) 鳥取県公安委員会
- (3) 三朝町長
- (4) 中国運輸局長

2 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称

通番	停留所名称	所在地
1	大谷入口	東伯郡三朝町下畑 846-1 先

3 2に掲げる停留所に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲

三朝町が道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供するもの

4 道路又は交通の状況により支障がないようにするため必要と認める事項

2に掲げる停留所における3に掲げる一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車は、3に掲げる一般旅客自動車運送事業用自動車等に係る運行時間内に限るものとする。

5 合意をした期日

令和5年9月5日

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので同条第3項の規定により公告する。

令和5年9月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 建築士の氏名 八田 頼明
- 2 二級建築士又は木造建築士の別 二級建築士
- 3 登録番号 第529号
- 4 取消しをした年月日 令和5年9月21日
- 5 取消しの理由 死亡

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年9月29日

鳥取県教育センター所長 横 山 順 一

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

令和5年度避難所指定県立学校の無線LAN環境整備業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

(4) 入札方法等

ア 入札は、紙により行うものであること。

イ 入札書に記載する金額は、本件告示に示した業務の履行に係る費用の合計額とする。

ウ 契約に当たっては入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスの電気通信サービスに登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和5年10月4日（水）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県教育センター教育DX推進課

4 入札手続等

(1) 入札手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201

鳥取県教育センター教育DX推進課

電話 0857-28-2387

電子メール kyoikucenter@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和5年9月29日（金）から同年10月31日（火）までの間にインターネットの鳥取県教育

センターのホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/kyoikucenter/>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和5年9月29日（金）から同年10月31日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間の最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年11月9日（木）午前10時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月8日（水）午後5時とする。

イ 場所

〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201
鳥取県教育センター本館2階第2研修室

5 入札参加者に要求される事項

（1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書第1回」、「入札書第2回」又は「入札書第3回」と明記した封筒にそれぞれ密封して提出すること。

なお、第2回目以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

（2）本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を4の（1）の場所に令和5年10月31日（火）正午までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Building a Wireless LAN Environment in Prefectural school designated as an evacuation center : 1 set

(2) October 31, 2023 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) November 9, 2023 10:00 AM : Time-limit for submission of tenders

(November 8, 2023 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Office of Tottori education center, 5-201 Koyamacho-Kita, Tottori-shi 680-0941 Japan

TEL : 0857-28-2387

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年9月29日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

1 調達件名及び数量	医療機器 一式
2 契約方式	随意契約
3 随意契約の相手方を決定した日	令和5年9月14日
4 契約の相手方の名称及び所在地	東京医療化学株式会社 東京都品川区西五反田一丁目14-1 シンセービル
5 契約金額	79,750,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 随意契約による理由	再度の入札に付したが落札者がなかったため。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号）
7 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県立厚生病院事務局経営課 倉吉市東昭和町150

正 誤

鳥取県公報令和5年7月21日第9517号（農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 2

欄 面積（平方メートル）の欄

行 下から11
誤 1,165
正 1,193

鳥取県公報令和5年9月8日第9528号（農地を利用する権利の設定に関する裁定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 5
欄 面積（平方メートル）の欄
行 11
誤 1,165
正 1,193

頁 5
欄 借賃に相当する補償金の額（円／年）の欄
行 20
誤 3,029
正 3,101